平成２５年（フ）第１５６号
山梨県北杜市小淵沢町2591番地
債務者　藤原　文博
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
山梨県笛吹市石和町市部477番地３　第１海野ハイツ302
債務者　芽野美和子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
山梨県笛吹市石和町市部477番地３　第１海野ハイツ302
債務者　芦野　順己
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目11番10―125号　鍋島西団地ＲＣ－１・125号
債務者　石井　和正
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目11番10―125号　鍋島西団地ＲＣ－１・125号
債務者　石井　京子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
長野市大字高田1033番地４　小池ビル２階西
債務者　丸山　繁美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
岐阜県各務原市那加石山町２丁目68番地ロイヤルグリーンハイツ105
債務者　坂野　照人
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４４号
岐阜県各務原市蘇原早苗町14番地早苗ハイツ202号室、前住所岐阜県各務原市那加前洞新町１丁目48番地サンシャインビル307
債務者　古我　　眞
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９号
岐阜県瑞穂市穂積990番地１　コーポきそ202号
債務者　馬渕縫製こと　馬渕　一平
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2763番地14
債務者　田島　竜巳
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６４号
佐賀県藤津郡太良町大字多良2194番地
債務者　末永　謙次
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８０号
佐賀県武雄市橘町大字片白355番地
債務者　孫城　憂子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３５２号
神戸市中央区楠町８丁目10番２―702号　森本八重美方
債務者　浦田　喜枝
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６６号
神戸市長田区浜添通３丁目１番27号
債務者　松田　素子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６号
兵庫県伊丹市平松３丁目２番23号グリーンハイツ新伊丹Ｂ棟202号、前住所兵庫県伊丹市大鹿５丁目71番地ヴィラ大鹿301号
債務者　橋本史真子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９１号
鳥取県米子市旗ケ崎９丁目15番14号
債務者　松井　宏光
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部